

2015年度後期 国際宇宙法実践演習  
第1回授業

ガイダンス  
+ 国際宇宙法の発展と宇宙活動

2015年9月29日

神戸大学 大学院 法学研究科

高屋友里

# シミュエーション・トレーニング プログラム

- ◆神戸大学法学部・法学研究科が展開している  
法学・政治学教育の新しい試み  
[HTTP://WWW.LAW.KOBE-U.AC.JP/STP/](http://www.law.kobe-u.ac.jp/stp/)
- ◆文部科学省の特別経費で運用される  
2014年度から2016年度の3年間のプログラム
- ◆国際・国内双方における法的、政治的な様々な意思決定の場面や  
プロセスを再現・仮構し、そこでのプレイヤーの立場に  
自らをおく経験を積んでいくことを目指しています
- ◆模擬国連・模擬仲裁・**模擬裁判**・インターンシップなど

# ガイダンス

1. 講師の自己紹介
2. 講義の最終目標
3. 授業の進め方
4. 模擬裁判のお知らせ
5. INTRODUCTION TO INTERNATIONAL LAW

## ガイダンス【2】 授業の最終目標 ①

「自分で学ぶ方法を学ぶ」  
”To learn how to learn **by yourself**“

- ◆リサーチ力 新しい課題について**確かなリソース**にたどり着く
- ◆分析力 まずは**バランス**よく情報を読み取る→**解釈**
- ◆理論構成力 説明材料を吟味し、説明する**順番を工夫**する
- ◆プレゼンテーション力 「**人に理解**してもらおう」視点を持つ

## ガイダンス【2】 授業の最終目標 ②

英語での交渉スキルを学ぶ  
”To learn how to **negotiate in English**“

- ◆発音 国際会議・国際機関で使われる英語の発音をモデルに
- ◆スピード 非英語圏の人でもわかりやすいスピード
- ◆表現方法 **明晰さ**(clarity)を求める
- ◆プレゼンテーション力 「**人に理解**してもらおう」視点を持つ

## ガイダンス【3】 授業の進め方

### ◆時間 《10:40～12:10》

10:40 ～ 11:20 基礎講義 40分

11:20 ～ 11:35 模擬裁判についてグループディスカッション

11:35 ～ 11:45 Team Aの発表(英語)

11:45 ～ 12:55 Team Bの発表(英語)

12:55 ～ 12:05 オープンディスカッション

## ガイダンス【3】 その他

◆パソコン持ち込みOK

◆HP: [spacelawnotebook.com](http://spacelawnotebook.com)

「授業」

質問と回答: みなさんからの質問・コメントにできる限りお答えします(出席票)

HPに掲載して欲しくない場合はチェック欄に

配布資料: PDFでパスワードがかかっている場合→「spacelaw」

◆再来週10月13日は休講(国際宇宙法学会に出席するため)

◆特別講義: 10月27日 国連宇宙部職員 Dr. Werner Barogh 「国連と宇宙」

◆その他: 宇宙関連イベントについて適宜お知らせします

◆メールアドレス: 高屋友里 [takaya@rabbit.kobe-u.ac.jp](mailto:takaya@rabbit.kobe-u.ac.jp)

## ガイダンス【4-1】 マンフレッド・ラクス宇宙法模擬裁判とは？

### ◆模擬裁判とは？

架空の国家間紛争を想定し、  
国際司法裁判所 (International Court of Justice) に双方の  
国家が提訴したと**仮定**し、**原告チーム**と**被告チーム**とが  
申述書 (書面審査) および裁判官の前での口頭弁論で  
互いに競う教育方法

### ◆マンフレッド・ラクス宇宙法模擬裁判とは？

宇宙活動において生じる国家間紛争について、国際法、特に宇宙法を適用して  
議論を展開する裁判



## ガイダンス【4-2】 マンフレッド・ラクス宇宙法模擬裁判の日程

- ◆主催 国際宇宙法学会 (IISL) ※IISL, Lachsで検索
- ◆問題発表 8月下旬
- ◆登録申し込み 1月下旬(登録料約3万円)
- ◆質問提出 2月上旬
- ◆書面提出 3月上旬(日本大会@東京)
- ◆アジア予選 6月上旬
- ◆世界決勝 10月上旬

The background is a teal-to-blue gradient with a starry space pattern. On the left side, there are several circular elements: a large scale with numbers from 140 to 260, and several smaller circles with arrows indicating rotation or movement. The text '5. AN INTRODUCTION TO SPACE LAW' is centered in white.

## 5. AN INTRODUCTION TO SPACE LAW

# 1. はじめに

## ①宇宙活動とは？

### ◆宇宙活動の分類

民生利用 **Civil Uses** (例: **科学目的**の宇宙探査)

商業利用 **Commercial Uses** (例: 商業衛星打上げ活動)

軍事利用 **Military Uses** (例: 軍による情報収集)

### ◆宇宙技術の性質

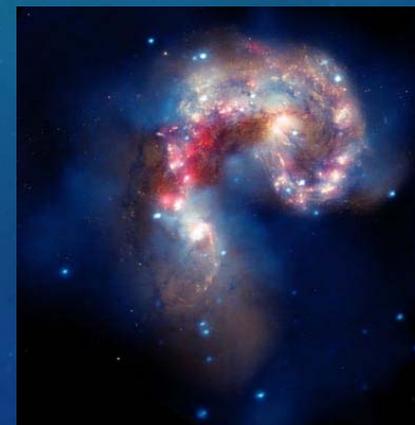
民生にも軍事にも使える

**軍民両用**の性質

“**Dual Use**”



© JAXA



© NASA ESA

# 1. はじめに

## ②1967年宇宙条約第1条ですべての国家に認められる権利

### ◆宇宙空間を自由に利用する権利

- (例)人工衛星
- 地球観測衛星
  - 天文観測衛星
  - 通信衛星
  - 測位衛星



### ◆宇宙空間を自由に探査する権利

- (例)
- 米国 アポロ計画
  - 日本 小惑星探査はやぶさ
  - 欧米 火星探査



### ◆宇宙空間へ自由にアクセスする権利

- (例)
- ロケットによる打上げ活動
  - スペースシャトル
  - 地球観測データ

## 2. 国際宇宙法とは

### ①背景： 航空法の誕生

1902年 国際法協会ブリュッセル会議

気球飛行 Balloon Flightに関する規律の必要性が確認

1903年 ライト兄弟が有人飛行に成功

1909年 Blériotによるイギリス海峡横断

1910年 パリ国際航空会議(18か国参加)

→航空圏とその下の国との法的関係については決裂

1919年 パリ条約(領空主権)を発端に航空法が発展

## 2. 国際宇宙法とは

### ②背景：V2ミサイルの誕生

◆第2次世界大戦中、V2ミサイル(ロケット)が開発・使用

大陸間弾道ミサイル(Inter-Continental Ballistic Missiles: ICBMs)

→ロンドン約1300発以上撃ち込まれる

◆戦後の技術移転 米国・旧ソ連へ技術移転(技術者+V2ミサイル)

→冷戦下の米ソによる「宇宙(軍拡)競争」が始まる

◆米ソの宇宙競争

1957年-1958年 国際地球観測年(International Geographical Year)

1957年 旧ソ連が初の人工衛星SPUTNIK-1の打上げに成功

1958年 国連にアドホック宇宙空間平和利用委員会が設置

1961年 旧ソ連が初の有人宇宙飛行Vostok1号に成功(Yuri Gagarin)

⇒宇宙空間も人間活動の場となり、秩序が必要となる

## 2. 国際宇宙法とは

### ③ 国連宇宙空間平和利用委員会 (UNCOPUOS) の設置

◆ 1959年 UNCOPUOSが常設機関として設置

◆ 委員会活動の流れ

2月 科学技術小委員会 3/4月 法律小委員会 6月 UNCOPUOS

10/11月 国連総会第4委員会へ報告書を提出

国連総会決議「宇宙空間平和利用における国際協力」

◆ 現在77か国と30国際機関が参加

◆ コンセンサス方式を採用

◆ 検討事項 宇宙空間の平和利用に関する問題を検討  
国際協力/情報交換/法的問題を検討

※ 軍事利用に関する問題は検討できない

→ 国連機関ではないジュネーブ軍縮会議で検討される

## 2. 国際宇宙法とは

### ④ 国際宇宙法の法源

- ◆ 宇宙諸条約：
  - 1967年 宇宙条約
  - 1968年 宇宙救助返還協定
  - 1972年 宇宙損害責任条約
  - 1975年 宇宙物体登録条約
  - 1979年 月協定
- ◆ ソフトロー：
  - 1982年 直接放送衛星原則
  - 1986年 リモートセンシング原則
  - 1992年 原子力電源使用制限原則
  - 1996年 スペースベネフィット原則
  - 2004年 「打ち上げ国」概念適用
  - 2007年 宇宙物体登録実行向上勧告
  - 2013年 探査・利用に関する国内法制定勧告

## 2. 国際宇宙法とは

### ⑤ 1967年宇宙条約

第1条 宇宙空間の探査利用の自由

第2条 領有の禁止

第3条 国連憲章を含む国際法の適用

第4条 平和利用原則(WMD地球軌道配備の禁止)

第5条 宇宙飛行士に対する援助

第6条 国家責任

第7条 国の賠償責任(地表と飛行中の航空機への損害)

第8条 管轄権と権利(宇宙物体の登録)う

第9条 宇宙活動の協力

第10条 観測の機会

第11条 情報の提供

第12条 査察 (※第13-17条 条約上の手続き)



どこからが宇宙ですか？

©JAXA/NHK

## 2. 国際宇宙法とは

### ⑥ 宇宙空間の定義

◆用語： 宇宙空間 **Outer Space** vs. 空域・領空・大気圏 **Air Space**

◆国際法上の定義： UNCOPUOSで長年議論されるも  
空域(Air Space)との境界線はいまだ画定せず

◆定義がない理由： ①国家主権→領空○ 宇宙×  
②コンセンサス方式

◆法的地位： 宇宙条約第1条 「**全人類に認められる活動分野**」

◆宇宙法適用に関する議論：

ロシア：**空間説**：打ち上げ物体が軌道を描き始める  
地上100－110 km以上の空間に適用

米国：**機能説**：宇宙活動を行う機能を有する宇宙機に適用

さいごに:

質問は出席票にぜひ！  
翌週の授業冒頭もしくはHP上でお答えします

- ◆勉強や留学の相談は事前にメールでアポをとってください
- ◆E-mail Address: [takaya@rabbit.kobe-u.ac.jp](mailto:takaya@rabbit.kobe-u.ac.jp)
- ◆HP: [spacelawnotebook.com](http://spacelawnotebook.com)

END